

海外で直接投資などを行う事業者の方向けの 利子助成制度が創設されました

日本政策金融公庫等（※）の農林水産物・食品輸出基盤強化資金の融資を受け、海外で直接投資などを行う事業者に対して最長5年間の利子助成を行います。

（※）沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫

対象者

認定輸出事業計画(※)に基づき、海外での活動を行う認定輸出事業者

（※）認定輸出事業計画とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第2項に規定する計画

対象資金

日本政策金融公庫等の農林水産物・食品輸出基盤強化資金のうち

（1）国内の法人から、外国関係法人等(※)に対する以下の使いみちの貸付を行う際に必要な資金

- ① 海外での設備投資
- ② 他の事業者への出資
- ③ 長期運転資金

（2）国内の法人が、海外において上記①②の直接投資を行うために必要な資金

（※）外国関係法人等の詳細については裏面参照

助成率・助成期間など

利子助成実施団体	（公財）食品等流通合理化促進機構
利子助成対象額	上限5億円
助成期間	最長5年
助成率	最大2%

お手続きの流れ

認定輸出事業者

ご融資の手続き

① 融資申込

② 融資実行

③ 元金、利子返済

日本政策金融公庫等

利子助成の手続き

④ 利子助成の申請

⑤ 利子助成金の入金

食流機構

補助

国

外国関係法人等について

「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人等（以下「外国法人等」という。）であって、認定輸出事業者がその経営を実質的に支配しているもの（次に掲げるいずれかに該当するもの）。

経営を実質的に支配している者 (A)	株式等の総数又は総額における (A)の保有割合	役員等の総数における(A)の役員等又は従業員の占める割合
① 認定輸出事業者	50%以上	(条件なし)
② 子会社等単独	40%以上50%未満	50%以上
③ 認定輸出事業者と子会社等	20%以上40%未満かつ筆頭株主	

(注) ①「株式等」とは、外国法人等の発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの。

②「役員等」とは、外国法人等の役員その他これに相当する者。

③「子会社等」とは、認定輸出事業者の子会社又は外国子会社（認定輸出事業者がその経営を実質的に支配している外国法人等）。

※「子会社」とは、親会社である認定輸出事業者が株式等や役員等の割合について、上表の關係に該当する会社をいう。

【お問い合わせ先】

<申請窓口>

公益財団法人食品等流通合理化促進機構（食流機構）

Tel 03-5809-2176 URL <https://www.ofsi.or.jp/>

<総合窓口>

農林水産省輸出・国際局国際地域課 海外連携グループ

Tel 03-3502-8111

<融資窓口>

株式会社 日本政策金融公庫 農林水産事業（最寄りの支店にご相談下さい）

URL <https://www.jfc.go.jp/>

沖縄振興開発金融公庫 本店融資第三部 農林漁業融資班

Tel 098-941-1850 URL <https://www.okinawakouko.go.jp/>